

レジャーと税金

ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用する方に対して、利用の日ごとに定額で課税されます。この税収の10分の7は、ゴルフ場が所在する区市町村に交付されます。

納める方

ゴルフ場の利用者

納める額

ゴルフ場のホール数や利用料金等により等級が定められています。

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
税率	1,200円	1,100円	1,000円	900円	800円	600円	500円	400円

納める時期と方法

ゴルフ場経営者など（特別徴収義務者）が、利用者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに都税事務所・都税支所・支庁に申告して納めます。

● ゴルフ場とは

ホールの数が18以上であり、かつ、ホールの平均距離が100m以上の施設及びホールの数が9以上で、かつ、ホールの平均距離がおおむね150m以上の施設をいいます。

● ゴルフ場利用税の非課税や軽減は

18歳未満の方、70歳以上の方、障害のある方、国民スポーツ大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）に参加する選手、国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）に参加する選手がゴルフ場を利用した場合や、学生等が学校の教育活動として利用した場合には、課税されません。

また、都では、65歳以上70歳未満の方や利用時間について特に制限のある利用（早朝・薄暮利用など）をした方が一定の要件に該当するゴルフ場の利用を行った場合には、税率を2分の1に軽減しています。

狩猟税

鳥獣の保護や狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるための目的税で、狩猟者の登録に対して課税されます。

納める方

狩猟者の登録を受ける方

納める額

狩猟免許の種類により異なります。62ページの税率表をご覧ください。

納める時期と方法

狩猟者の登録を受けるとき、東京都主税局や都税事務所、支庁に納めます。

○税率表

免許の種類	区分	税率
第一種銃猟*1	A	16,500円
	B	11,000円
網猟・わな猟*2	A	8,200円
	B	5,500円
第二種銃猟*3	—	5,500円

*1 散弾銃・ライフル銃

*2 網猟免許、わな猟免許の、それぞれの区分ごとに課税されます。

*3 空気銃（ガス銃を含む。）

A：第一種銃猟又は網猟・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける方で、Bに該当する方以外の方

B：都民税の所得割額を納付することを要しない方のうち、同一生計配偶者、扶養親族以外の方。当該同一生計配偶者、扶養親族のうち農林水産業に従事している方

(注1) 第一種銃猟免許登録を受けた方が空気銃を使用する場合には、第二種銃猟に係る狩猟税は課されません。

(注2) 次の措置が令和11年3月31日まで講じられます。

①対象鳥獣捕獲員・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者には、狩猟税は課されません。

②狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可又は当該許可に係る従事者証の交付を受けて、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った場合における狩猟税の税率を2分の1とします。

都たばこ税

都たばこ税は、卸売販売業者等が都内の小売販売業者にたばこ（輸入たばこを含む。）を売り渡す場合等に課税される税金で、たばこの価格に含まれています。

都内でたばこを買っていただくと、たばこの流通を通じ、都の税収入となり、皆さんの暮らしに役立てられていきます。

納める方

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者など

納める額

製造たばこ本数（1,000本につき）× 税率

納める時期と方法

1か月分の製造たばこの品目ごとの売渡し本数をまとめて税額を計算し、翌月末日までに都税事務所に申告して納めます。都たばこ税の申告納付は、**港都税事務所**が一括して取り扱っています。

○税率（1,000本につき）

	都たばこ税	区市町村たばこ税	国たばこ税	たばこ特別税（国税）	合計
平成30年10月～令和2年9月	930円	5,692円	5,802円	820円	13,244円
令和2年10月～令和3年9月	1,000円	6,122円	6,302円	820円	14,244円
令和3年10月以降	1,070円	6,552円	6,802円	820円	15,244円

※製造たばこの税率は、平成30年10月から令和3年10月にかけて段階的に引き上げられました。

宿泊税

都内の旅館・ホテルに宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月1日から実施されています。宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられます。

納める方

都内の旅館・ホテルに宿泊する方

納める額

宿泊数 × 税率

○税率

宿泊料金（1人1泊）	税率
10,000円以上15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

（注）宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課税されません。

【宿泊料金とは】

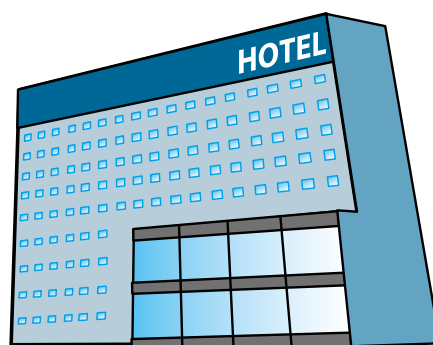
食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金をいいます。

宿泊料金に含まれるもの	・素泊まりの料金 ・素泊まりの料金にかかるサービス料
宿泊料金に含まれないもの	・消費税等に相当する金額 ・宿泊以外のサービスに相当する料金 （例）食事、会議室の利用、電話代等

納める時期と方法

旅館・ホテルの経営者が、宿泊者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに千代田都税事務所又は当該施設の所在地を所管する都税事務所・都税支所・支庁へ申告*して納めます。

*郵送・窓口での申告のほか、eLTAX及び東京共同電子申請・届出サービス (<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/>) からの電子申告も受け付けています。



令和5年度東京都税制調査会報告

東京都税制調査会は、地方分権の時代にふさわしい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方等の参考とするため、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者との意見の交換を行う懇談会です。都議会議員、大学教授、実務家、都内自治体の首長を委員として、知事から意見を求められた税制その他関連する諸制度の在り方について、議論を行い、その成果を報告としてまとめ、公表しています。

3年間を1期とする東京都税制調査会では、令和5年度は第8期の2年目にあたります。令和5年度はふるさと納税や宿泊税などの都が直面する税制上の課題とともに、環境関連税制や、少子化などの政策課題に係る税制上の対応等について検討を行いました。

○ 令和5年度東京都税制調査会報告の主な内容

1 ふるさと納税

- 多くの問題点を有していることから、抜本的に見直し、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべき
具体的な見直しの方策についての主な意見は以下のとおり
 - ・「寄附」本来の姿に近づけるため、返礼割合を段階的に引下げていくべき
 - ・特例分の控除額に定額で上限を設定することが考えられる
 - ・返礼品は、所得税法第78条の「特別の利益」に当たると考えられ、控除の対象となる寄附金額から受領した返礼品に相当する金額を除くべき
- 問題点を都民に提起し、理解を促進すること、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、国に対して制度の見直しを求めていくことも重要

2 環境関連税制

- 住宅の脱炭素化に向けて、取得時において断熱・省エネ性能が優れた住宅の選択を促すため、不動産取得税に、環境性能に応じて税率を設定する環境性能割を導入することが有効と考えられる
- 新築住宅に対する固定資産税の減額措置は、環境性能の観点を盛り込むべきであり、環境性能の高い住宅に対象を重点化すべき
- 省エネリフォームに係る減額措置について、減額割合及び要件の緩和等、制度の見直しを行うべき

3 宿泊税

- 宿泊料金の上昇、外資系高級ホテル等の高額な宿泊の増加、観光産業振興費の増加等も踏まえ、税負担水準を引き上げる方向が適当
- 高額な宿泊が増加しており、宿泊料金に応じた新たな税率区分の設定などを検討すべき
- 税率について、一方で、社会経済の変化に順応しつつ、応分の負担を求める観点からは、定率での課税が有効。他方で、定額での課税は、分かりやすさ、事務コスト等の点でメリット
- 宿泊客は様々で、その目的も多様。応益課税の考え方から、課税趣旨及び税収使途との関係で課税対象者等を整理する必要
- 公平性・応益課税の観点からは、宿泊料金による課税免除を見直すこと、民泊等も課税対象とすることが考えられる。ただし、費用対効果を勘案する必要

東京都主税局ホームページには、令和5年度東京都税制調査会報告をはじめ、過去の報告や調査会の資料、ライブ配信映像（会議の様子）を掲載しています。ぜひご覧ください。

東京都税制調査会 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/report/index.html>